

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

上下水道局 上下水道総務課

許認可等の内容		栃木市集合住宅の水道料金算定の特例にかかる第1種集合住宅又は第2種集合住宅の認定
根拠法令等及び条項		栃木市集合住宅の水道料金算定の特例に関する要綱第5条及び第6条第1項
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市集合住宅の水道料金算定の特例に関する要綱第2条及び第9条
	参考事項	
	設定等年月日	平成27年 5月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>(第1種集合住宅)</p> <p>給水装置に設置された1の水道メーターにより使用水量を計量する次に掲げる要件を満たす集合住宅</p> <p>ア 一般住宅に供する2戸以上で使用するものであること。</p> <p>イ 居住部分及び事務所、店舗等が併存する住宅で、居住部分の床面積の占める割合が、総床面積の2分の1以上であるものであること。</p> <p>ウ 各戸が壁その他により他の居室と完全に独立した形態にあり、専用の給水栓等が設置されている住宅であること。</p> <p>(第2種集合住宅)</p> <p>受水槽に給水し、各戸に水道メーターが設置された3階建て以上の次に掲げる要件を満たす集合住宅</p> <p>ア 各戸の導管設備がそれぞれ独立している住宅であること。</p> <p>イ 共用使用水道（集会所、散水栓等）にも水道メーターが取り付けられていること。</p> <p>ウ 集合住宅の出入りに際しては、常にメーター点検等の業務に支障をきたさない状態であること。</p> <p>エ 親メーターより下流側の水道メーターは、当該集合住宅の所有者が設置しなければならない。（第9条）</p> <p>オ 各戸に設置されるメーターは、事前にメーターの機種、取付箇所、配管設計図等について協議しなければならない。</p> <p>カ 所有者は、各戸検針の協定の締結に当たり、所有者が設置した各戸メーターを市に無償譲渡する。ただし、遠隔集中方式のメーターについては、この限りでない。</p>	